

## ○石川県警察の警察嘱託医に関する訓令

〔昭和47年12月27日〕  
石川県警察本部訓令第42号

改正 昭和49年4月1日警察本部訓令第3号  
平成21年8月17日警察本部訓令第16号  
平成25年3月26日警察本部訓令第4号  
平成26年3月17日警察本部訓令第5号

石川県警察の警察嘱託医に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の警察嘱託医に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察署の嘱託医師（以下「警察医」という。）の嘱託および運営について必要な事項を定めるものとする。

(嘱託する業務)

第2条 警察医に嘱託する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 逮捕被疑者及び被保護者に対する診察、治療その他保健衛生に関すること。
- (2) 死体の調査、検視などの立会いに関すること。
- (3) 被疑者、被害者などの身体検査の立ち会いに関すること。
- (4) その他警察署長が必要と認めること。

(嘱託)

第3条 石川県警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察署長の上申により警察医を嘱託するものとする。

2 前項の嘱託期間は、1カ年とし、更新することができる。

3 第1項の上申は、警察医推薦上申書（別記第1号様式）により行うものとする。

(解嘱)

第4条 本部長は、警察医が嘱託を辞退し、又は病気その他の事由により、嘱託した業務ができないと認められるときは、警察署長の上申により嘱託を解くものとする。

(定数)

第5条 警察医の定数は、金沢中警察署、金沢東警察署及び金沢西警察署にあっては、おおむね2人とし、その他の警察署にあってはおおむね1人とする。

(臨時の措置)

第6条 警察署長は、警察医が病気その他の事由により、嘱託した業務に応ずることができない場合は、臨時に他の医師に依頼することができる。

(嘱託報酬)

第7条 本部長は、警察医に対し、別に定める嘱託報酬を支給するものとする。

(名簿)

第8条 石川県警察本部刑事部捜査第一課長は、警察嘱託医名簿（別記第2号様式）

を備えておかなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 石川県警察医嘱託手当支給規程（昭和30年石川県警察本部訓令第10号）は、廃止する。
- 3 この訓令施行の際、現に警察医となっている者は、この訓令により嘱託されたものとみなす。

附 則（昭和49年4月1日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月17日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成21年8月17日から施行する。

附 則（平成25年3月26日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月17日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成26年3月17日から施行する。

別記第1号様式(第3条)

年 月 日			
石川県警察本部長 殿			
所属長			印
警 察 医 推 薦 上 申 書			
名 称	氏 名 年 齢	所 在 地	診 療 科 名
	年 月 日 ( 年)		
学 歴  (大学または専門 学校以上)			
経歴および公職の  概要			
推 薦 事 由			
備 考			

別記第2号様式(第8条)

警 察 嘱 託 医 名 簿					
警察署別	本籍 住所	氏 名 生年月日	診療科名	嘱託期間	備 考